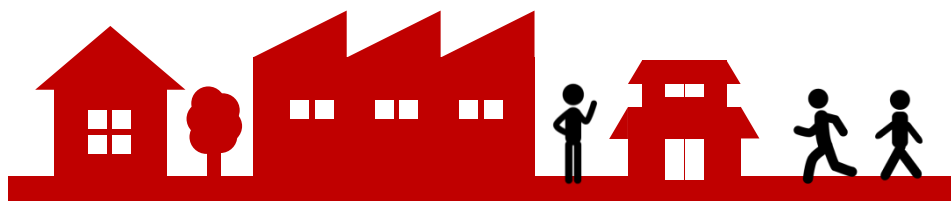


桐生市 新規工房開設補助金 募集要項

桐生市産業政策課工業労政係



目次

1. 趣旨	p 1
2. 定義	p 1
3. 補助対象事業	p 1
4. 補助対象事業者	p 2
5. 補助事業ごとの支援内容等	p 3
(1) 運営費補助事業	
(2) 改修費補助事業	
6. 手続きの流れ	p 4
7. 内容の審査	p 5
8. 交付の決定について	p 5
9. 書類の提出先、お問い合わせ先	p 5
10. 交付申請	p 6
(1) 提出書類	
11. 事業の変更、中止	p 6
(1) 提出書類	
12. 実績報告書	p 7
(1) 提出期限	
(2) 提出書類	

1. 趣旨

市内の工房の設置を促進するため、市内に新たに工房を設置しようとする個人事業主や小規模企業者を支援します。

2. 定義

この補助金において、工房の定義は次のとおりです。

(1) 下表の業種のいずれかに該当する業種

①	ア. 繊維製品製造 イ. ガラス細工 ウ. 木工竹細工 エ. 陶芸 オ. 金工
②	その他市長が認めるものづくり

(2) 次の①～③のうち、いずれか2つ以上を満たすものであること。

- ① 当該製品等の製作体験ができること。
- ② 工房の公開ができること。
- ③ 当該製品等の直売ができること。

(3) 主な用途が倉庫、保管場所、連絡員事務所、住居等である場合は、工房とみなしません。(少なくとも月の半分、一日当り6時間以上は営業している必要があります。)

3. 補助対象事業

(1) 運営費補助事業

工房の開設から最長2年間、家賃の一部を補助します。

(2) 改修費補助事業

工房の開設にあたり必要となる改修費用の一部を補助します。

4. 補助対象事業者

次の(1)から(4)までの全てを満たす個人事業主または小規模企業者が対象です。

(1)新たに市内の既存の民間建築物に入居し、補助金を交付する年度の3月末日までに、工房を開設する者

(2)3年以上継続して操業する見込みがある者

(3)個人事業主にあつては、工房開設の日までに住所を桐生市に置くこと。

(4)次のア～キの全てに当てはまらない者

ア. 市税を滞納している者

イ. 工房の設置にあたり、国、県及びその他の機関から補助対象事業について同様の趣旨の補助金等に重複申請している者

ウ. 過去に本補助金を得ている者。ただし、運営費補助事業において前年度に交付決定を受け、引き続き申請をするものについてはこの限りではありません。

エ. 市が管理する建築物に入居する者

オ. 重大な法令違反もしくは社会的な信用を著しく損なう行為をした者または公序良俗に反するおそれがあると認められる者

カ. 政治的または宗教的な宣伝意図の目的を持つ活動を行う者

キ. 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)

法人にあつては、代表者、役員または従業員のうち暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)に該当する者がある法人、または法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当する団体。

5. 補助事業ごとの支援内容等

(1) 運営費補助事業

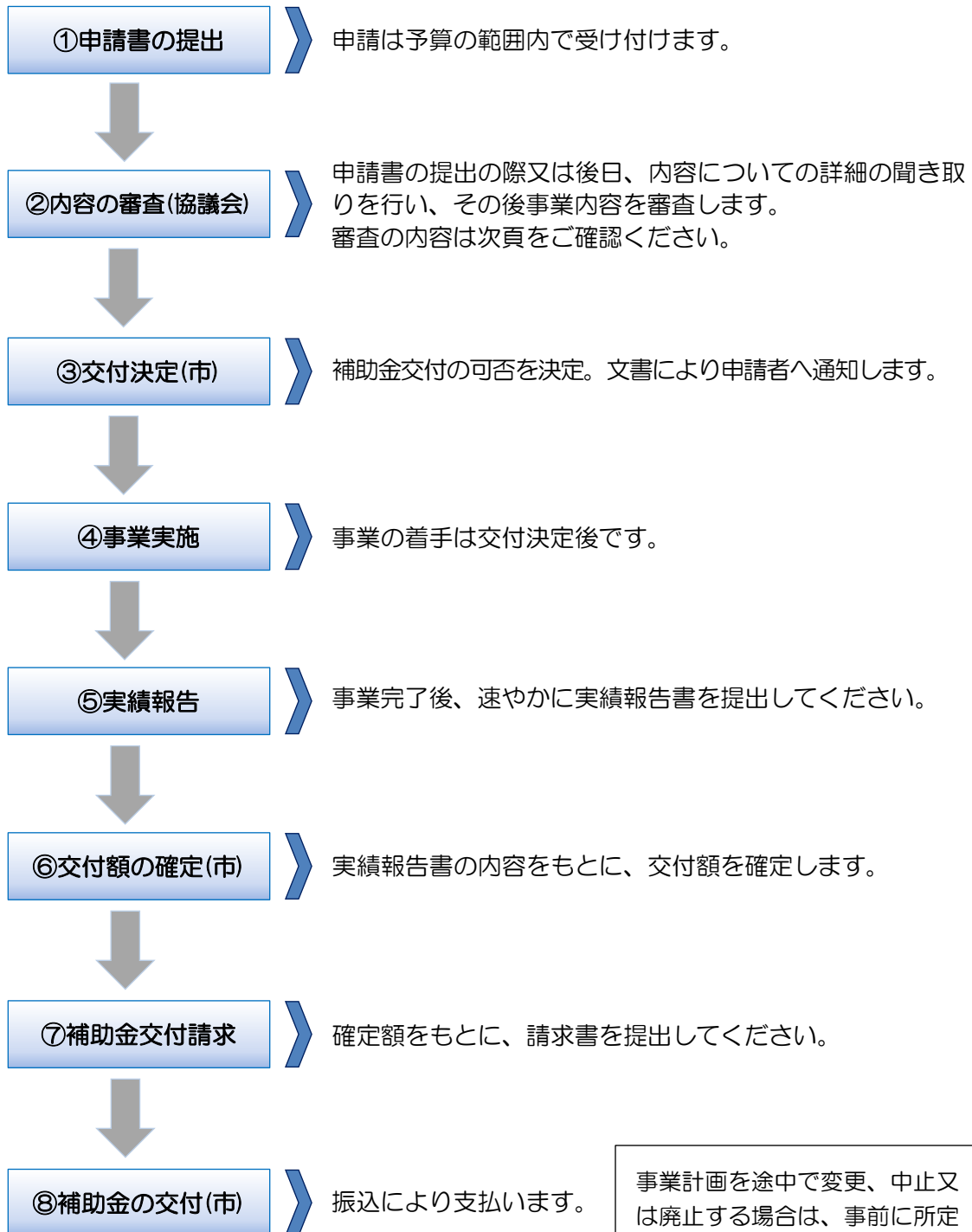
補助対象経費	工房となる物件の月額家賃
補助率等	【補助率】 対象経費の2分の1以内(※1000円未満切捨て) 【上限】 月額2万円
補助の期間	最長で24か月 ※期間は連続である必要があります。 ※補助金の申請・審査等の手続きは年度ごとに必要となります。

(2) 改修費補助事業

補助対象経費	工房の開設に伴う外装及び内装に係る工事費用
補助率等	【補助率】 対象経費の2分の1以内(※1000円未満切捨て) 【上限】 40万円 【加算】・市外から転入した個人事業主 5万円 ・ノコギリ屋根工場での工房開設 5万円
補助の期間	1回のみ

※交付審査時等、必要に応じて現地確認をする場合があります。

6. 手続きの流れ



事業計画を途中で変更、中止又は廃止する場合は、事前に所定の書類を提出し、承認を受けることが必要です。必ず事前に協議会へご相談ください。

7. 内容の審査

補助金交付申請書及び添付書類の内容を以下の基準に照らして審査を行います。

- ①事業の趣旨、目的及び目指す効果が、当該補助金の趣旨に合致しているか。
- ②事業計画の内容が具体的かつ整合性があり、実現可能なものか。
- ③販売・提供される商品・サービス等に市場ニーズがあるか。
- ④販売・提供される商品・サービス等に優位性があるか。
- ⑤販路の確保等経営に展望があるか。
- ⑥工房を開設するための実施体制があるか。
- ⑦地域経済への波及効果が期待できるか。

8. 交付の決定について

内容の審査を経て交付の決定を行います。審査結果によっては、採択されない場合があります。また、補助金の交付決定については、予算の範囲内において行います。そのため、申請件数が多いなどの理由により補助金の額が予算を超えることが想定される場合等においては、交付決定額が各事業の上限額に達しない場合や、採択されない場合があります。

※事業を採択した場合、補助事業者名及び補助事業等の概要を桐生市公式ウェブサイト内で公表することがあります。あらかじめご了承ください。

9. 書類の提出先、お問合せ先

〒376-8501 桐生市織姫町1番1号

桐生市役所産業経済部産業政策課工業労政係

電話：0277-46-1111(内線564・565) FAX：0277-40-1283

10. 交付申請

(1) 提出書類

下記の書類(一部)を提出してください。

- ①申請書…様式第1号
- ②添付書類…下表のとおり

事業区分	添付書類
運営費補助事業	<ul style="list-style-type: none">○開設計画書(収支計画書含む)○見積書等費用積算の根拠となる資料○店舗等の位置図、内装及び外装の写真○市税完納証明書○個人事業主の場合は住民票○その他参考となる書類(店舗の図面等)
改修費補助事業	<ul style="list-style-type: none">○開設計画書(収支計画書含む)○改修費用見積書(明細書含む)の写し等費用積算の根拠となる資料○店舗等の位置図、内装及び外装の写真○市税完納証明書○個人事業主の場合は住民票○その他参考となる書類(店舗の図面等)

11. 事業の変更、中止

事業内容を変更する場合や補助対象経費が増額又は10%以上減額する場合のほか、事業を中止する場合には、事前に所定の書類を提出し、承認を受けることが必要です。このような場合は、必ず市へご相談ください。

なお、対象経費が増額しても、補助金の増額は認められません。

(1) 提出書類

- ・内容変更承認申請書…様式第3号
- ・添付書類…申請書の添付書類に準じる添付書類

12. 実績報告書

(1) 提出期限

事業終了後30日以内又は交付予定年度終了日のいずれか早い日。

(2) 提出書類

下表の書類(一部)を提出してください。

- ①申請書…様式第5号
- ②添付書類…下表のとおり

事業区分	添付書類
運営費補助事業	<ul style="list-style-type: none">○収支精算書○賃貸借契約書の写し、対象経費の領収書(明細書含む)の写し等支払い証拠書類○店舗等の位置図、内装及び外装の写真○個人事業主の場合は住民票○その他参考となる書類
改修費補助事業	<ul style="list-style-type: none">○収支精算書○対象経費の領収書(明細書含む)の写し等支払い証拠書類○店舗等の位置図、内装及び外装の写真○個人事業主の場合は住民票○その他参考となる書類

桐生市役所産業經濟部産業政策課工業労政係

〒376-8501 桐生市織姫町1番1号

電話：0277-46-1111(内線565) FAX：0277-40-1283